

スキルアップで就職力アップ!

就

職

力

受講料
無料

初心者
OK!

就職を
サポート

自営業を
廃業した

雇用保険が
終了した

雇用保険に加入
できなかった

雇用保険の加入
期間が足りず
失業給付が受け
られなかった

どんなコースが
あるのかな??

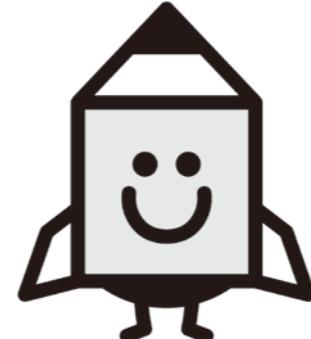
★HPで確認願います



求職者支援訓練

要件を満たす方は月額
10万円の給付金が
支給されます。

要件は右ページで確認!!



ハロートレーニング
—急がば学べ—



お問い合わせはお住まいを管轄するハローワークへ

どんな人が受講できるの?

◎これまでお仕事をされていなかった方も受講できます。

◎ハローワークに求職登録の後で職員にご相談いただき、職業訓練などの支援が必要と認められることが必要です。まずお近くのハローワークまで!

✗原則として、週20時間以上お仕事をされている方、雇用保険の失業給付をもらっている方は受講できません。

(雇用保険の失業給付をもらっている方は公共職業訓練をご利用ください。)

求職者支援訓練って何?

- ✓ 早期就職のためのハロートレーニング(公的職業訓練)です。
- ✓ 2か月~6か月の間で、就職に役立つ技能や知識を習得することができます。
- ✓ きめ細かな就職支援が受けられます。
- ✓ 受講料はテキスト代などの実費(1、2万円程度)を除き無料です。

給付金(月額10万円)の詳細

無料の訓練に加え、一定の支給要件を満たす場合、訓練期間中、職業訓練受講給付金をもらうことができます。

支給額

- 職業訓練受講手当：月額10万円
- 通所手当：訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額(上限額あり)
- 寄宿手当：月額10,700円(訓練を受けるために寄宿している方)

支給要件 (以下のすべてを満たす方が対象)

- 本人収入が月8万円以下^{*1}
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと
- 原則として、全ての訓練実施日に出席すること^{*2}
- 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいないこと
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがないこと

*1 シフト制で働く方など、本人の収入要件が12万円以下に緩和される場合があります。(令和3年9月30日までの特例措置)

*2 仕事などのやむを得ない理由による欠席が認められる場合があります(8割以上の出席は必要です)。(令和3年9月30日までの特例措置)

▶ 詳しくは、ハローワークにお問い合わせください